

兵庫っ子



坂井市立兵庫小学校
令和3年9月3日

本日配付のお便りについて

本日、坂井市教育委員会からの2種類のお便りを配付いたしました。

- ①新型コロナウイルス感染症対策への対応について
- ②ご家庭のインターネット環境調査それぞれについて、補足の説明をさせていただきます。

①について

感染力の強いデルタ株に対応して出席を控えるようご協力をお願いする場合や出席停止とする場合の指針を文部科学省が改訂したことを受けての文書です。特に保護者の皆様をお願いしたいのが、1(2)の「同居家族等に発熱や倦怠感等の症状がある場合」です。



あるお子さんに発熱等がある場合、その時点で症状のないご兄弟(同居家族)も出席を控えることをお願いしたいということです。学校で発熱等の症状が

出て早退する場合も、そのご兄弟も一緒に早退をお願いすることになります。

毎日付けていただいている健康チェックカードについても、明日の分より同居家族の欄を追加した新しいものを本日配付いたしました。明日より新様式のカードへの記入をお願いします。

3の学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業についてです。他市町では1名でも陽性者が出たら臨時休業(休校)としているところもありますが、坂井市では感染の経緯等を把握した上で、学級閉鎖のみでよいのか学校全体を休業とするのか、期間は何日間とするのかを、保健所・学校医・市教委と相談して決めていくこととなります。

また、3(2)に「周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合」とありますが、2名いたらすぐ学級閉鎖等の措

置をとるということではなく、たとえば、学級内に風邪の症状のある子が複数いてまだ受診していない場合は、まず早退して受診していただくことをお願いします。同じ日にたくさんの風邪症状のお子さんが出てきた場合は、学校医や市教委と相談してまず、授業を打ち切ってその学級は下校の措置をとるといふようなことがあるかもしれません。

①の措置は6日(月)より適用し、次の対応ガイドラインが出るまでの間継続することになります。

②について

①の結果として、本人が寝込まなければならぬわけではないのに、登校を控えなければならない事態が、今後多く発生することが考えられます。

そこで登校を控えていただくお子さんの学びを止めないために、市教委より一人一台のタブレット端末の持ち帰りの準備を始めるよう指示がありました。

その一環として②の調査をお願いします。昨年の3ヶ月間の臨時休業の際にも同様の調査をしていますが、そのときとは状況が変わったというご家庭もあると思います。



なお、今後タブレット端末を持ち帰って保護者の皆様にインターネットの接続設定を、お願いすることになります。また、子どもたちが家庭で自分で学習を進めることができるように、タブレット端末からSKY MENU CLOUDというシステムやデジタルドリルを使う練習を、授業の中で始めています。さらにタブレット持ち帰りルールを作成や持ち帰りのためのバッグ等の検討も必要です。数日間登校できないお子さんがいる場合に備え、教室で授業を受ける子とZOOM等のテレビ会議アプリを使って授業を受ける子がいるハイブリッド型の授業ができる環境整備にもとりかかっています。

すぐにこれらの準備を整えることは難しいので、しばらく時間をいただくこととなりますが、いつこれらが必要になるかわからないので、極力急いで準備していきたいと思っています。

